

令和5年度における四国地区の下請法の運用状況等について

令和6年6月20日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,499名（製造委託等^{（注1）}1,651名、役務委託等^{（注2）}848名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者7,260名（製造委託等5,040名、役務委託等2,220名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	四国	全国	四国
令和5年度		80,000	2,499	330,000	7,260
	製造委託等	46,900	1,651	199,138	5,040
	役務委託等	33,100	848	130,862	2,220
令和4年度		70,000	2,144	300,000	6,353
	製造委託等	37,993	1,303	176,799	4,459
	役務委託等	32,007	841	123,201	1,894
令和3年度		65,000	1,845	300,000	5,100
	製造委託等	37,280	1,159	169,318	3,403
	役務委託等	27,720	686	130,682	1,697

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は210件（製造委託等153件、役務委託等57件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが209件（製造委託等153件、役務委託等56件）、下請事業者等からの申告によるものが1件（役務提供委託1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は210件（製造委託等153件、役務委託等57件）であり、いずれも下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（役務提供委託）、指導が209件（製造委託等153件、役務委託等56件）である。

なお、勧告事件の概要は別紙1、指導を行った事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 ^(注)				処理件数					
		定期調査	申告	中小企業 庁 長 官 か ら の 措 置 請 求	計	措置			不問	計	
						勧告	指導	小計			
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328	
	四国	209	1	0	210	1	209	210	0	210	
	製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
		四国	153	0	0	153	0	153	153	0	153
	役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
		四国	56	1	0	57	1	56	57	0	57
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757	
	四国	210	2	0	212	0	213	213	0	213	
	製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
		四国	150	2	0	152	0	152	152	0	152
	役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
		四国	60	0	0	60	0	61	61	0	61
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100	
	四国	207	3	0	210	0	207	207	1	208	
	製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
		四国	146	1	0	147	0	146	146	1	147
	役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
		四国	61	2	0	63	0	61	61	0	61

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で350件となっており、このうち、製造委託等に係るものが254件、役務委託等に係るものが96件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）

は185件（類型別件数の合計の52.9%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが137件、役務委託等に係るものが48件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）は165件（類型別件数の合計の47.1%）であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が80件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の48.5%）、②下請代金の減額が42件（同25.5%）、③買ったたきが29件（同17.6%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は117件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が55件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の47.0%）、②下請代金の減額が31件（同26.5%）、③買ったたきが18件（同15.4%）、等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は48件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が25件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の52.1%）、②下請代金の減額及び買ったたきがそれぞれ11件（それぞれ、同22.9%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定				実体規定												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割付困難等	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	四国	165	20	0	185	2	80	42	0	29	2	0	1	9	0	0	165	350	
	製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
		四国	122	15	0	137	2	55	31	0	18	1	0	1	9	0	0	117	254
	役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
		四国	43	5	0	48	0	25	11	0	11	1	0	0	0	0	0	48	96
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	四国	166	38	0	204	0	97	42	0	24	1	3	6	5	1	0	179	383	
	製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
		四国	121	27	0	148	0	73	28	0	19	1	3	6	5	1	0	136	284
	役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
		四国	45	11	0	56	0	24	14	0	5	0	0	0	0	0	0	43	99
令和3年度	全国	5,401	732	0	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011	
	四国	136	27	0	163	1	110	15	0	22	0	2	4	8	4	0	166	329	
	製造委託等	全国	3,703	450	0	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
		四国	97	17	0	114	1	81	8	0	16	0	2	4	8	4	0	124	238
	役務委託等	全国	1,698	282	0	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
		四国	39	10	0	49	0	29	7	0	6	0	0	0	0	0	0	42	91

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和5年度において、下請事業者が被った不利益について、親事業者9名^(注)から下請事業者49名^(注)に対し、下請代金の減額分、親事業者が提供する役務を利用させることにより得ていた利益に相当する額の返還等の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。以下同じ。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者6名から、下請事業者39名に対し、32万円の減額分が支払われた(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	四国	6名	39名	32万円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	四国	5名	393名	81万円
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	四国	4名	97名	24万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

イ 購入・利用強制事件(別紙1参照)においては、親事業者から、下請事業者に対し、自社の指定する役務の利用を強制することにより得ていた利益に相当する額が返還された。

(4) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年5月20日、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対して下請法に基づく指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととしている。

令和5年度においては、四国支所では親事業者1名に対し、指導を行う際に取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めた。

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和5年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和5年度においては、四国支所では1回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和5年度においては、四国支所では234件の相談に対応した。

(2) オンライン相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者等からの求めに応じ、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行う「オンライン相談会」を実施している。

令和5年度においては、四国支所では3回実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における四国支所管内の下請取引等改善協力委員は10名である。

令和5年度においては、8月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和5年度においては、四国支所では行政機関主催研修会へ1回の出講を実施した。

令和5年度における勧告事件（1件）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
一般貨物自動車 運送、貨物利用運 送業 (R6. 2. 21 勧告)	ダイオーロジスティクス(株)は、令和3年1月から令和4年8月までの間、自社の利益を確保することを目的として、下請業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、自社が提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせていた。 利用させた金額は、下請事業者2名に対し、総額6995万7800円であり、ダイオーロジスティクス(株)は勧告前に、自社が提供する貨物の運送を利用させることにより得ていた利益相当額を下請事業者を支払っている。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)

令和5年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- ① 原稿の制作等をフリーランス（個人事業主）の下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者からの給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 溶接機器の修理等を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① 建設機械部品の製造等を下請事業者へ委託しているC社は、下請代金を現金払としているにもかかわらず、支払うべき下請代金の額から「割引料」として手形払にした場合の手形割引料相当額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 服飾関連副資材の加工等を下請事業者へ委託しているD社は、下請代金の支払につき、現金により行っている下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から金融機関の口座へ振り込む際の振込手数料として実際に支払う振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ③ 印刷等を下請事業者へ委託しているE社は、下請代金の支払につき、電子記録債権により行っている下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から電子記録債権の発生記録手数料を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ④ 機械装置の製作等を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で、下請代金を手形で支払う場合の手形郵送料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、手形郵送料を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

- 運送業務を下請事業者へ委託しているG社は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。